

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(6) 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する指摘

□ 児童指導員等配置加算や人員配置に関する加算など、届出ている算定基準を満たしていない。

改善に向けて

○ 指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。
(留意事項通知 障発0330第16第一)

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/6_hoshusanteiyosiki.html

札幌市 障害 体制等届出 検索

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 事業者指定 > 4 報酬算定に係る体制等届出書等様式

更新日: 2016年4月1日

4. 報酬算定に係る体制等届出書等様式

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の体制等届出書様式及び利用日数に係る特例の適用にかかわる様式を掲載しております。

1 提出書類について

(1) 体制等届出書様式

- 従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類を添付してください。なお、変更が無ければ、別紙の添付は不要です。
- 多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとにまとめて提出してください。
- 生活介護、児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとに様式6-2を作成してください。

2 障害児通所支援事業、障害児支援施設

障害児通所(入所)給付費等算定に係る体制等に関する提出書類につきましては、下記の一覧表

PDF 体制届に係る提出書類一覧表【指定障害児通所支援事業、指定障害児入所施設】(PDF: 1.58KB)

様式第6号その1	Excel 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書(エクセル: 2,980KB)
様式第6号その2	Excel 障害児通所給付費等算定に係る体制等一覧表(エクセル: 77KB)
	PDF 障害児通所給付費等算定に係る体制等一覧表(PDF: 1,580KB)
別紙	別紙1~12
参考資料	参考資料1~13

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	特別による算定の有無(※1)	定員総数(※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制
各サービス共通					地域区分 17. 七歳児
児童発達支援			1. 児童発達支援センター 2. 児童発達支援センター以外	1. 重症心身障害者以外 2. 重症心身障害	地域区分
					児童発達支援
					児童発達支援管理責任者専任体制
					福祉専門職員配置等
					児童士配置体制(※4)
					特別支援体制
					福祉支援体制
					福祉・介護職員処遇改善加算対象
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象
					キャリアパス区分(※5)
児童発達支援			1. 医療型児童発達支援センター 2. 指定児童発達支援医療機関	1. 重症心身障害者以外 2. 重症心身障害	地域区分
					児童発達支援
					児童発達支援管理責任者専任体制
					福祉専門職員配置等
					児童士配置体制(※4)
					特別支援体制
					福祉支援体制
					福祉・介護職員処遇改善加算対象
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象
					キャリアパス区分(※5)

様式 6-2

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

報酬算定に係る体制等届出

1 提出書類について(体制等届出書様式)

従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類(ホームページ上に様式があります)を添付してください。なお、変更が無い加算等につきましては、別紙の添付は不要です。多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとにまとめて提出してください。児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式6-2(ホームページ上に様式があります)を作成してください。

2 提出先・提出方法

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業者指定担当 あてに郵送又は持参
(〒060-8611 中央区北1条西2丁目)

3 算定開始時期

(1)算定される単位数が増える場合

- 毎月15日以前の提出 ⇒ 翌月から適用
- 毎月16日以降の提出 ⇒ 翌々月から適用

※【例外】処遇改善(特別)加算については、「毎月末までの提出⇒翌々月から適用」となります。

(2)算定される単位数が減る場合

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から適用

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(7) 指導員加配加算に関する指摘 ①

- 退職等により基準を満たしていないにもかかわらず算定している。
- 保育士等の資格を保有していないにもかかわらず「児童指導員等を配置する場合」で算定している。

【平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A】
(H27.3.31事務連絡 問60)

Q) **児童指導員等配置加算**について、従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であることとされているが、この「1以上」とは「1人」を配置すればよいのか。

A) **支援の時間を通じて1人以上を配置しているもの**として届け出た場合に算定することができる。

算定できない例)

		開所時間	9時	18時	常勤換算
A	児童指導員	常勤	昼		1
B	指導員	常勤		昼	1
C	指導員	常勤	昼		1
D	指導員	非常勤			0.375
計					3.375

未配置

改善に向けて

- 指導員加配加算は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、指導員等を配置しているものとして札幌市に届け出た事業所について加算する。

(一) 児童指導員等を配置する場合

ア **児童指導員等配置加算**を算定している事業所において、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置（**常勤換算による算定**）していること。

イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数と「ア」の加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以上配置（**常勤換算による算定**）していること。

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(7) 指導員加配加算に関する指摘②

【平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A】
(H27.3.31事務連絡 問61)

Q)「児童指導員等を配置する場合」の算定要件は何か。

A)以下の全ての条件を満たす場合に算定可能である。

- ① 児童指導員等配置加算を算定していること。
- ② 人員配置基準上必要となる員数に加え、児童指導員、保育士又は指導員が常勤換算による算定で1人以上配置されていること。
- ③ 児童指導員又は保育士等が児童指導員等配置加算の算定に必要なとなる職員を含め、常勤換算による算定で2人以上となっていること。

算定できる例) $A+B \geq 2.0$

開所時間		9時	18時	常勤換算
A	児童指導員	常勤	昼	1
B	児童指導員	常勤	昼	1
C	指導員	常勤	昼	1
D	指導員	非常勤		0.375
計				3.375

算定できない例) $A+D < 2.0$

開所時間		9時	18時	常勤換算
A	児童指導員	常勤	昼	1
B	指導員	常勤	昼	1
C	指導員	常勤	昼	1
D	児童指導員	非常勤		0.375
計				3.375

改善に向けて

(二) 指導員を配置する場合

ア 指導員加配加算の(一)を算定していないこと。

イ 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。

(厚労省告示第122号別表第1注8、別表第3注8)

※ 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届け出ること。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

(平24障発0330第16 第一)

Ⅲ 実地指導における主な指摘事項

(8) 欠席時対応加算に関する指摘

- 欠席時対応加算を算定しているが、実績記録で確認できない。保護者からの確認を得ていない。
- 欠席時対応加算を算定しているが、障害児の状況や相談援助の内容等の記録が確認できない。

平成〇〇年 4月分 児童発達支援提供実績記録票(案) (様式3)

支給者証番号	9900011111	給付決定保護者氏名(障害児氏名)	厚生 太郎 (厚生 花子)	事業所番号	0000000000
契約支給量	児童発達支援 20日/月	事業名及びその事業所	〇〇事業所		

日付	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		家庭連携加算		訪問支援特別加算		食費加算	身体障害者手帳印	備考
				往	復	時間数	時間数	時間数	時間数			
2月	欠席											
3日	火	10:00	17:00			1						児童発達支援加算(1)
		10:00	17:00			1						
9日	月	10:00	12:00					1				
10日	火	10:00										
11日	水	10:00										
12日	木	10:00										
13日	金	10:00										
16日	月	10:00	17:00			1	1			1	1	

改善に向けて

- 以下のとおり取り扱う。
 - ① あらかじめ利用を予定していた日に急病等によりその利用を中止した場合。
 - ② その利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合
 - ③ 電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、相談援助の内容を記録すること(直接の面会や自宅への訪問等を要しない)。
 - ④ 1月につき4回を限度として算定する。
- (厚労省告示第122号別表第1-8、別表第3-6 他)

